

○財務省令第八号

不正競争防止等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律及び関係政令を実施するため、税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十四日

財務大臣 麻生 太郎

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令

（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部改正）

第一条 税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

本文中「第二百二十六条」を「第二百二十九条」に改める。

書式の備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令の一部改正）

第二条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲渡申告書等の様式を定める省令（昭和三十三年大蔵省令第十九号）の一部を次のように改正する。

別紙一の備考2及び別紙二の備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別紙三の備考2中「 \square \times \square \square \square \square \square 」を「 \square \times \square \square \square 」に改める。

（関税法施行規則の一部改正）

第三条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

別紙第1号書式の備考8中「 \square \times \square \square \square \square 」を「 \square \times \square \square \square 」に、「 \square \square \square \square \square 」を「 \square \square \square \square 」に、「 \square \times \square \square \square 」を「 \square \times \square \square 」に改める。

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第四条 関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1から別紙様式第3までの様式の備考中「 \square \times \square \square \square 」を「 \square \times \square \square 」に改める。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令

第三十号)の一部を次のように改正する。

別紙第1号書式の備考5及び別紙第2号書式附表の備考1中「ロキハニシテ」を「ロキニシテ」に改める。

(経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令の一部改正)

第六条 経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令(平成二十六年財務省令第九十五号)の一部を次のように改正する。

別紙様式の備考中「ロキハニシテ」を「ロキニシテ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用

することが出来る。